

申告書は早めの作成と提出を

市・県民税などの申告手続きを2月16日から受け付けます。
申告期限間近になると受付窓口は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

提出期間・場所

期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜日を除く
場所 市役所1階税務課、野栄総合支所

※申告に関する相談は別表の通りです。
※消費税の申告と納税期限は、3月31日(金)です。

市・県民税の申告

■申告が必要な人

平成29年1月1日現在、匝瑳市に住所があり、次の要件に当てはまる人は、市・県民税の申告が必要です。

なお、給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が提出されている人や、28年分所得税の確定申告書を提出した(提出する)人は、申告の必要はありません。

○28年中に所得のあった人
○給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

・勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書の提出がなかった人(勤務先で確認してください)

・給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人

○公的年金所得者で次のいずれかに当てはまる人

・公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人

・公的年金の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円以下の人

○無収入だった人、または非課税所得のあった人

※28年中に老齢や無職などにより所得のなかった人、扶養されていた人、10年4月1日生まれ以前の学生の人、または非課税所得(遺族年金、障害年金など)のあった人は、市・県民税申告書の裏面にその旨を記載し、提出してください。国民健康保険税などの軽減適用や非課税証明書などの発行の基礎資料になります。

■申告書を1月に郵送しました

市・県民税の申告が必要と思われる人には、1月下旬に市・県民税申告書を郵送しました。届かなかった人で市・県民税申告書が必要な人は、

市役所税務課へ連絡してください。

マイナンバーの記載と本人確認が必要

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きなどには、「マイナンバー(個人番号)の記載」と「本人確認書類の提示」または写しの添付が必要です。

○本人が申告手続きをする場合

申告者本人の本人確認書類(番号確認と身元確認)の提示が必要です。

【例1】マイナンバーカード(個人番号カード)

【例2】通知カード+運転免許証またはパスポートなど

○代理人が申告手続きをする場合

代理人が申告手続きをする場合は、
①申告者本人の番号確認書類②代理人の身元確認書類③代理権の確認書

【別表】申告書作成相談会などの日程

開催日・受付時間	会場	対象
申告書作成相談会 2月10日(金)・13日(月) 9時30分～12時、13時～15時30分	市民ふれあいセンター	所得税(譲渡所得者含む)、消費税、事業税、市・県民税申告
税理士による無料申告相談会 2月10日(金)・13日(月) 9時30分～12時、13時～15時30分	市民ふれあいセンター	小規模事業者など(医師、弁護士、譲渡所得者を除く)
申告相談・受付 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜日を除く 9時～12時、13時～16時	【相談】市民ふれあいセンター、野栄総合支所 【提出のみ】市役所1階税務課、野栄総合支所	原則、譲渡所得者および消費税申告は除く。
税理士記念日による税理士の無料申告相談会 2月23日(木) 9時30分～12時、13時～15時30分	旭市第二市民会館 (旭市二の2787番地1)	所得金額が300万円以下の事業者(医師、弁護士、譲渡取得を除く)
日曜申告相談・受付 2月26日(日)、3月12日(日) 9時～12時、13時～16時	市民ふれあいセンター	原則、譲渡所得者、消費税申告は除く

※税理士記念日による無料申告相談会については、千葉県税理士会銚子支部 ☎0479-22-3901へお問い合わせください。



類の提示が必要です。

【例】申告者のマイナンバーカードまたは通知カード+代理人の運転免許証またはパスポートなど+委任状の原本(任意代理人の場合)または戸籍謄本(法定代理人の場合)など

所得税の確定申告

確定申告が必要な人

次の要件に当てはまる人は、確定申告が必要です。

- 事業所得や不動産所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人
- 給与収入額が2000万円を超える人、または給与を2か所以上から受給している人
- 給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- 公的年金の収入金額が400万円を超える人、または400万円以下

であっても、それ以外の所得の合計額が20万円を超える人
○土地や建物などを売った譲渡所得のあった人

還付申告は2月16日以前でもできます

給与所得者や年金所得者などで、源泉徴収された所得税について住宅ローン控除や医療費控除などによる税の還付を受ける場合には、2月16日以前でも申告書の提出が可能です。

相談時に必要な物

相談会場(別表)で申告書作成のアドバイスを行います。会場へは次の書類などを持参してください。なお、会場混雑時は早めに受け付けを終了する場合があります。

【持参品】①28年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など。事業所得や不動産所得などがある人は、売り

上げ、仕入れ、経費などを集計した帳簿など)②医療費を控除する場合は領収書③国民年金保険料、生命保険料、地震保険料を控除する場合は控除証明書④本人確認書類⑤印鑑

消費税の申告(個人事業者)

消費税の申告が必要な人

次のいずれかに該当する個人事業者は、「課税事業者」として28年分の消費税の申告が必要です。

- 基準期間(26年分)の課税売上高が1000万円を超える人
- 特定期間(27年1月~6月の6か月間)の課税売上高が1000万円を超える人(特定期間の給与等支払額の合計額を用いた判定もできます)
- 《簡易課税制度による申告》
課税売上高が5000万円以下の人で、27年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に

提出済みの人は、「簡易課税制度」による、「みなし仕入れ率」を適用して申告できます。
なお、同届出書を提出していない人は、一般課税(本則課税)の申告となるので、銚子税務署に相談してください。

確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や消費税などの申告書を作成・提出することができます。

申告に関する問い合わせ先

【所得税、消費税の確定申告】
銚子税務署

☎0479・22・1571

【市・県民税の申告】

税務課市民税班 ☎73・0087

軽自動車税

届け出は3月31日までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原付バイクや軽自動車などの所有者に課税され、5月中旬に納付書が郵送されます。このため、4月2日以降に廃車などの手続きをしても年税額が掛かります。

廃車などの手続きが必要な人は、3月31日(金)までに届け出をしてください。

◆盗難に遭ったら廃車手続きをしてください

盗難に遭った場合、警察へ盗難届を出しただけでは自動的に廃車にはなりません。
①盗難届を出した警察署名②届け出年月日③受理番号を控えた上で、廃車手続きをしてください。

◆廃車・名義変更・住所変更などの届け出先

【125cc以下のバイク、小型特殊自動車】

税務課市民税班 ☎73-0087

【125cc超のバイク】

関東運輸局千葉運輸支所

☎050-5540-2022

【三輪または四輪の軽自動車】

軽自動車検査協会千葉事務所

☎050-3816-3114

問 税務課市民税班 ☎73-0087

固定資産税

建物を取り壊したら届け出を

固定資産税は毎年1月1日を基準日として課税されます。平成28年12月末までに課税対象となっている建物を取り壊した人で、滅失登記がされていない場合は、市役所税務課へ届け出をしてください。

問 税務課資産税班 ☎73-0087